

令和6年1月吉日

お客さま 各位

大川信用金庫

規定改定のお知らせ（当座勘定規定（一般用））

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、表記の通り、下記の規定を改定させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定（改定の内容は次頁以降をご参照ください）

・当座勘定規定（一般用）

2. 改定日

令和6年4月1日（月）

以上

「01 当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

旧	新
<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用） 付 約束手形用法 為替手形用法 小切手用法</p> <p style="text-align: right;"><u>2023年10月現在</u></p> <p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p><略></p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をし</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定（一般用） 付 約束手形用法 為替手形用法 小切手用法</p> <p style="text-align: right;"><u>2024年1月現在</u></p> <p>【当座勘定規定（一般用）】</p> <p><略></p> <p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。<u>（2024年4月1日以降に開設した口座は当庫所定の払戻請求書を使用してください。なお、口座番号につきましては、口座開設時にご案内いたします。）</u></p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>（2024年4月1日以降に開設した口座の場合は手形用紙、小切手用紙の発行を行いません。）</u></p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をし</p>

ません。

- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。
- ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

- ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

<略>

ません。

- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛てに連絡してください。
- ⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引換えに交付します。(2024年4月1日以降に開設した口座の場合は手形用紙、小切手用紙の発行を行いません。)

- ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

<略>